

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会会議録

平成 30 年 2 月 13 日(金)午後 1 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 1 号 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて
日程第 4 議案第 2 号 平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	2 番	奥山 行正 君
3 番	東 堅市 君	4 番	船砥 英久 君
5 番	泉田 是重 君	7 番	今野 善信 君
8 番	渕上 清 君	9 番	滝田 松男 君

欠席議員(0 名)

遅刻議員(0 名)

早退議員(0 名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田 由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原 ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで議事日程に入るに前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 29 年分、平成 29 年 11 月分から 12 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査の結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 1 番金子正勝君、2 番奥山行正君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号、平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(戸田公明君) 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして、組合運営の基本方針を述べさせていただきますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

当組合で共同処理しております関係市町の家等から排出されるごみの収集及び処分につきましては、順調に推移しているところであります。当組合管内の各家庭等から排出されるごみの排出量につきましては、ピークであった平成 15 年度から減少を続け、東日本大震災を契機として一時的に微増しましたが、復興事業の進展と住民生活が落ち着きを取り戻すことにより、比例して減少しており、現在、その排出量はピーク時の約 70 パーセントとなっております。減少の主な要因としましては、管内人口の減少以外

に、生ごみ処理容器の普及や資源古紙の分別回収のほか、大船渡市が試験実施している再利用ごみモデル収集事業が一定の効果を上げているものと推察しております。ごみの減量化や分別、リサイクルを含めた適正処理の推進は、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築と恵まれた自然環境を次世代に継承していくために極めて重要であると捉えており、これまで以上に関係市町等と連携を密にしながら、限られた資源を有効に活用し、多様化する諸課題への的確な対応に努めることにより環境組合行政の推進を図ってまいります。

こうした観点に立ちまして、平成 30 年度一般会計予算について申し上げます。ごみの収集業務につきましては、行政改革推進の観点から、平成 12 年度より段階的に民間事業者へ委託しており、組合が保有する人的、物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮した上で、安定して収集業務が行われるよう、平成 30 年度からの向こう 3 年間におきましても、引き続きごみ収集車 5 台分の収集業務の民間委託を実施いたします。また、住まいの復興の進展によるごみステーションの新設等につきましては、地域公民館等からの要請に随時対応するとともに、高齢者、身障者世帯における粗大ゴミ等の訪問収集業務につきましても継続して行なって参ります。

ごみの中間処理業務につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンターへ搬出されるまでの間、大船渡地区クリーンセンター内で一時貯留を行うものとなっており、近隣地区における生活環境を損なうことのないよう配慮しながら、岩手沿岸南部広域環境組合と連携を密にし、計画的にごみの搬出が図られるよう取り組んで参ります。

また不燃ごみや粗大ゴミの処理につきましても、安定して処理業務が行われるよう、これまでに引き続き平成 30 年度からの向こう 3 年間におきましても、民間事業者への委託により実施いたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターから搬入される溶融飛灰につきましては、住田町大平地区に整備した最終処分場において埋立処分を行なっているところであり、自然環境や近隣地区の生活環境の悪化を招くことのないよう、浸出水処理施設の維持管理を適正に行いながら実施して参ります。また東日本大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質による汚染状況のモニタリング調査については、国の補助金を導入し継続して実施いたします。

ごみの減量化等につきましては、清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業等の推進を図るとともに、東京 2020 オリンピック、パラリンピック競技大会で使用するメダルを使用済み小型家電からのリサイクル金属で作る「都市鉱山からつくる みんなのメダルプロジェクト」に参画してまいります。

当組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進行していることから、今年度策定した大船渡地区環境衛生組合公共施設等総合管理計画に則り、今後の施設管理を進めてまいります。

平成 30 年度におきましては、今年度から繰延べとした中間処理施設内に残存している旧焼却施設の煙突の除却と、老朽化が著しいごみ収集車 1 台を更新するとともに、その他の施設等につきましても、定期点検や予防保全等の実施により長寿命化を図ることといたします。

最後に職員の安全管理等につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において危険を伴う作業も多いことから、作業中の安全管理対策の実施を含め、全職員に十分注意喚起を行うとともに、現場における技術研修等の機会を確保し、職員の資質向上に努めてまいります。

なお、詳しい内容につきましては事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは私から平成 30 年度における一般会計予算の具体的な予算の内容についてご説明申し上げます。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算書により説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 591 万 8,000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 3 表地方債による。歳出予算の流用。第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。お開き願います。第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 1,718 万円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,890 万円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 69 万 9,000 円。4 款 1 項繰越金 1,000 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 1,000 円。2 項雑入 313 万 7,000 円。6 款 1 項組合債 6,600 万円。以上、歳入合計額を 3 億 591 万 8,000 円とするものでございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。

1 款 1 項議会費 38 万 6,000 円。2 款総務費、1 項総務管理費 3,002 万円。2 項監査委員費 7 万 2,000 円。3 款衛生費、1 項清掃費 2 億 7,100 万円。4 款 1 項公債費 434 万円。5 款 1 項予備費 10 万円。以上、歳出合計額を 3 億 591 万 8,000 円とするものでございます。この歳入及び歳出合計額につきまして前年度当初予算と比較いたしますと、4,513 万 6,000 円の増となるものでございます。前年度に比較して増額となった理由でございますが、一つ目といたしまして、平成 30 年度への繰延べとした煙突の解体撤去におきまして、煙突内部に残留していたダイオキシン類の濃度が、当初の想定を上回っていたことから、工法等の変更で費用が約 2,000 万円程度膨らんだこと、二つ目といたしまして、老朽化の著しい塵芥収集車 1 台を更新するための費用として 1,000 万円、最終処分場における溶融飛灰の埋立てに必要となる防護シートの設置費用として約 870 万円を新たに計上したことのほか、可燃物収集運搬や不燃物処理、粗大ごみ広域運搬委託が長期契約の初年度でありますことから、入札前の設定額による予算措置となっておりますことが大きな要因となっておりますところでございます。お聞き願います。第 2 表債務負担行為。事項、期間、限度額の順に申し上げます。1、可燃物収集業務、平成 31 年度から平成 32 年度、1 億円。2、不燃物処理、粗大ごみ広域運搬業務、平成 31 年度から平成 32 年度、3,200 万円。平成 30 年度を初年度とする向こう 3 年間における可燃物収集運搬業務と不燃物及び粗大ごみの広域運搬業務の委託契約を締結するにあたり、平成 31 年度と 32 年度の債務負担行為について定めるものでございます。第 3 表地方債。起債の目的、限度額の順に申し上げ、起債の方法、利率につきましては同じ内容となっておりますことから、まとめてご説明いたします。なお、償還の方法については説明を省略させていただきます。初めに起債の目的と限度額でございます。焼却施設煙突解体事業、5,850 万円。塵芥収集車更新事業、750 万円。次に起債の方法及び利率でございます。起債の方法といたしましては普通貸付または証券発行。利率につきましては 4 パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行なった場合においては、当該見直し後の利率としてでございます。お聞き願います。次に予算に関する説明書でございます。お聞きいただき 8 ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括は省略させていただきます。9 ページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金 2 億 1,718 万円。内訳といたしましては 1 節事務費分担金 1 億 8,510 万 3,000 円と 2 節建設費分担金 3,207 万 7,000 円でございます。なお、関係市町である大船渡市及び住田町の分担金の積算根拠等につきましては、本予算書の 24 ページ及び 25 ページに記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料 1,890 万円。廃棄物処理手数料でございますが、これは一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合に直接持ち込みする場合の処理手数料でございます。3 款国庫支出金、

1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金 69 万 9,000 円。これは平成 27 年度から実施しております最終処分場放流水に係る放射線物質測定に要する経費の補助金でございます。お開き願います。5 款諸収入、2 項 1 目雑入 313 万 7,000 円。資源古紙引渡料等でございます。6 款 1 項組合債、1 目衛生債 6,600 万円。内訳といたしましては、1 節公共施設等除却債 5,850 万円と、2 節一般廃棄物処理事業債 750 万円でございます。次のページをご覧ください。3、歳出でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費 38 万 6,000 円。議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3,002 万円。主なものは職員人件費でございます。お開きいただき、13 ページをご覧ください。2 項 1 目監査委員費 7 万 2,000 円。委員報酬及び月例監査等に係る費用弁償等でございます。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 2 億 7,100 万円。職員人件費のほか、8 節報償費は報奨金 460 万円。登録団体となっている地域の子供会や町内会組織が有価物の集団資源回収を行なった場合における報奨金でございます。11 節需用費のうち、修繕料 1,293 万円。これは中間処理施設や最終処分場、塵芥収集車の修理費用でございます。13 節の委託料は、解体撤去等 6,504 万 4,000 円。昨年度より繰り延べとした煙突の解体撤去に係る委託料でございます。可燃物収集 5,000 万円。燃えるごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理、粗大ごみ広域運搬 1,600 万円。燃えないごみと粗大ごみの収集運搬、中間処理及び沿岸南部クリーンセンターへの搬送に係る委託費用でございます。最終処分場水質検査 589 万 5,000 円。最終処分場法流水の水質検査委託費用でございます。堰堤築造 869 万 3,000 円。最終処分場内の溶融飛灰を埋立てする堰堤の一部において、防護シートが未設置となっておりますことから、追加布設し堰堤を完成させるものでございます。14 節使用料及び賃借料 301 万 5,000 円は施設用地の賃借料等でございます。18 節備品購入費 1,000 万円。塵芥収集車の更新費用でございます。次のページをご覧ください。4 款 1 項公債費、1 目元金 424 万 2,000 円。2 目利子 9 万 8,000 円。これは平成 23 年度に借り入れた積込中継施設整備事業債の元利償還金でございます。お開きいただきまして 16 ページ以降に給与費明細書等を載せてございますが、これらの説明は省略とさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 1 号について質疑を許します。10 番滝田松男君。

○10 番(滝田松男君) 10 番滝田です。歳入の使用料及び手数料ですが、事業系ごみ等の処理手数料が 1,890 万円計上されておりますけれども、介護福祉施設等から出る紙おむつの取扱い等についてですね、県内ではほとんどのところで受入れをしているというふうなことで、大船渡市内の業者の福祉施設の方から要望が出されていると思うんですが、取扱いを検討しているというふうにお聞きしておりましたけれども、今年度から、

新年度から取り扱えるようになるのかどうなのかですね。そして取り扱うとすれば、どの程度の金額が見込まれるのか。その辺をお伺いいたします。

○議長(小松隆一君) 事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは今ご質問あった件についてお答えさせていただきます。市内の、市内、管内ですか、管内の老人施設等から排出されるごみ、こちらにつきましては事業系の一般ごみという扱いになります。その受入れ、今年度からの受入れが可能かということと、その受け入れる総量がいくらかということのご質問だったかと思えます。それらにお答えするのとあわせて、内容等についてご説明させていただきます。そのとおり、当組合におきまして、ごみの処理をしているということでございますが、昭和45年に設立以来、当組合につきましては市内の家庭から一般的に出されるごみ、これの処理を基本として行なってきたところでございます。その施設整備におきましても同様に、それに対応するような規模で整備をしてきたというようなところでございます。ただ、そういった形で市内の各般の方々から要望が出されるというようなこともございまして、これまでに事業系の一般ごみでは紙類あるいは瓶缶類、これらの受入れも随時行なってきたところでございます。いよいよその核心に触れるわけですが、事業系の一般ごみである紙おむつ類、これにつきましても先ほど来お話ししておりますとおり、当組合のごみ処理量が減少傾向にあるということもございまして、他方、その集めたごみは沿岸南部クリーンセンターで溶融処理されるということもございまして、当方の中間処理施設も容量的には大分余裕が出てきているというような状況だということでございますので、滝田議員の方からご質問のありました紙おむつ、これに限らずですね、市内の事業所から排出される一般ごみ、これの全般について、その受入れの可否を現在、組合事務所内及び構成市町の担当部局と沿岸南部クリーンセンターの方と打ち合わせをしておる最中でございます。今後の見込みでございますが、今年度中にそれらの打ち合わせをした上でですね一定の結論を出しまして、その結論に基づいて新年度から可能であれば、収集受入れ等をやっていきたい、いければと考えておるところでございます。

あと、その総量的なお話し、ご質問であったかと思いますが、総量につきましても過去に、昨年度に関係するような施設等からの聞き取りは実施しております、大体日に200キロ程度だったかに記憶してございますが、そのくらいの量になるのかなというふうな状況になってございます。以上です。

○議長(小松隆一君) 滝田議員。

○10番(滝田松雄君) 介護施設の方ではですね、これは大船渡市議会の常任委員会の方でお邪魔をして、お話しをお聞きした経過があつて、私、取り上げたわけなんです、たいへん紙おむつの処理に施設の方では苦勞されているというふうなことで、何とか大船渡でも受け入れてほしいというふうなお話しがあつた訳なんです。そういうところで

是非、当組合でもですね、取扱いをしていただくような前向きに今後も検討を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(小松隆一君) 他にございませんでしょうか。今野善信君。

○7番(今野善信君) 7番今野でございます。1点だけお伺いしたいと思います。いよいよ煙突の撤去がされるという状況なんですけども、これはいつ頃に始まって、いつ頃までに終わるものなのか。それから撤去に伴っては、かなり長い煙突、どういう工事になるかわかりませんが、住民への説明というのは、どのように計画しておるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長(小松隆一君) 事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それではまず1点目、期間、その除却の期間でございます。現在の計画でいけばですね、大体11月くらいに着手して、年度内一杯かかっている除却というふうな考えであります。ただし、実施におきましては起債を導入して実施するというのでございますので、その起債の申請が5月、6月くらいになりまして、県から一定の回答がくるのが10月くらいというふうにかがっています。ですので、その県からの回答を待っての委託の発注となるものと、今のところ考えております。

もう一つ、周辺住民、近隣の住民の方々への説明の有無でございますが、これは当然、かなり大規模な事業でございますので、大型の、これまでも通常のごみ収集あるいは搬出で大型車両は通るんですが、それ以外に工事車両等の出入りもあるというふうに考えておりますので、適切な時期に住民の方々への説明をする機会を設けながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(小松隆一君) よろしいですか。他にございませんですか。8番 淵上清君。

○8番(淵上清君) 8番 淵上です。2点お伺いします。先ほど10番 滝田議員よりお話しされたことと関係しますが、ちょっと不勉強なもので教えていただきたいと思います。いずれ、その沿岸南部広域環境組合との連携をするということで、先ほど、施設からの紙おむつの処理についてですが、この広域の沿岸南部の環境衛生組合を構成する市町については、どのような取扱いをされているのでしょうか。他市町ではもう既にそういうことは受け入れていますよということであれば、そういった情報もあれば教えていただきたいと思います。

それからもう1点はですね、予算書の14ページの3款衛生費の堰堤築造についてですけれども、視察をさせていただいて、しっかり管理されているなということがよくわかったわけですが、この溶融灰の処理については、全量が大船渡で処理しているものでしたっけか。その確認をしたいと思います。2点お伺いします。

○議長(小松隆一君) 事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それではお答えさせていただきます。まず1点目、紙おむつの処分の状況、他の自治体における状況ということでございますが、沿岸南部広域環境

組合を構成する自治体において、高田、当組合と釜石、大槌とございますが、当組合を除いて、それぞれ紙おむつ等の受け入れは行なっているというところでございます。

2点目、堰堤の築造関係で、溶融飛灰の処理がどの範囲で行われているかというご質問だったかと思いますが、排出者であります当組合、陸前高田市、釜石市、大槌町それぞれで排出する量、処理する沿岸南部がそれぞれその処理する量に応じてですね、按分して、それぞれの自治体に溶融飛灰を返してよこすというような仕組みになってございます。

○議長(小松隆一君) よろしいですか。他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第4、議案第2号、平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは私から議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の平成29年度大船渡地区環境衛生組合補正予算書により説明させていただきます。1ページをお開き願います。平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)でございます。平成29年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ940万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,907万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。お開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金940万円の減。このことから歳入の合計額を2億1,907万4,000円とするものでございます。次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。2款総務費、1項総務管理費60万円の増。3款衛生費、1項清掃費1,000万円の減。以上、補正額の合計は940万円の減で、歳出の合計額を2億1,907万4,000円とするものでございます。次に3ページ補正予算に関する説明書でございます。お開きいただき4ページをご覧願

います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括は説明を省略させていただきます。5ページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金940万円の減。これは平成29年度における決算見込みにより関係市町の分担金を調整するものでございまして、その内訳といたしましては事務費分担金が440万円の減、建設費分担金が500万円の減となっております。お聞き願います。3、歳出でございます。款、項、目、補正額の順に申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費60万円の増。これは組合ホームページの製作に係る委託費用でございます。当組合におきましては現在、ホームページは開設しておらず、大船渡市と住田町のご協力をいただきまして、それぞれのホームページや広報により、住民の皆様に必要な情報等をお伝えしているところであります。しかし、構成市町のホームページでは掲載ページ数、掲載できるページ数ですね、こちらに制限があり、また電話による問い合わせも多く寄せられております中、組合ホームページの有無について尋ねられることも多くございます。こういったことから事務の効率化と行政サービスの向上に向け、今年度中にホームページを開設し、新年度当初より公開できるよう、必要な業務を委託により発注するための費用でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1,000万円の減。決算見込みにより予算を調整するものでございまして、内訳といたしましては需用費と委託料、それぞれ500万円の減となっております。当組合が保有する施設等につきましては、全般的に老朽化が進んでおりますことから、不測あるいは緊急を要する事態に対応できますよう、弾力的に予算措置をしているところもございますが、今年度におきましては、これまでのところ件数、金額とも例年を下回っているような状況となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第2号についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして平成30年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。本日はたいへんにご苦勞さまでございました。

午後1時43分閉会